

## 新旧対照表

「自転車駐車場の附置等に関する手引き」の一部改正案

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
<p><b>4 自転車駐車場の設置に関する技術的基準など</b> [4-1から4-6まで 略]</p> <p>4-7 所有者等の責務 附置義務規定を負わない建物の所有者であっても、次の努力義務があります。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>① 附置義務の適用を受けない規模の共同住宅又は寄宿舍を新築又は増築する場合についても、居住者用の自転車の駐車スペースを確保するため別表第3(ウ)欄により算定した台数以上の自転車駐車場を設置し、適正に管理するよう努めてください。</p> <p>② ①の他、別表第1(ア)欄又は別表第3(ア)欄に掲げる用途に供する施設で、附置義務の適用を受けない既存の施設、用途変更により自転車の駐車需要が増加することとなった施設については、当該施設の利用者又は居住者による自転車の駐車スペースを確保するため必要な規模の自転車駐車場を設置し、適正に管理するよう努めてください。</p> <p>③ 別表第1(ア)欄又は別表第3(ア)欄に掲げる用途に供する施設については、原動機付自転車の駐車施設も、自転車の附置義務規定とは別に設置するよう努めてください。</p> <p>その他、従業員を雇用する集客施設や事務所などの施設については、従業員による自転車の駐車スペースもあわせて確保するために、必要な規模の自転車駐車場を設置するよう努めてください。</p> </div> <p>4-8 シェアサイクルポートの取扱い <u>自転車を賃貸する事業の用に供されるシェアサイクルポート(以下「ポート」という。)は自転車駐車場の一形態であることから、自転車駐車場に包含されるものであり、附置義務対象施設の周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保に資するもの※であれば、附置義務台数の中にポートの設置台数を含めても差し支えありません。</u> ※附置義務対象施設の周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保に資するポートとして、次のシェアサイクル事業によるものが主な例として挙げられます。</p>	<p><b>4 自転車駐車場の設置に関する技術的基準など</b> [4-1から4-6まで 略]</p> <p>4-7 所有者等の責務 附置義務規定を負わない建物の所有者であっても、次の努力義務があります。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>① 附置義務の適用を受けない規模の共同住宅又は寄宿舍を新築又は増築する場合についても、居住者用の自転車の駐車スペースを確保するため別表第3(ウ)欄により算定した台数以上の自転車駐車場を設置し、適正に管理するよう努めてください。</p> <p>② ①の他、別表第1(ア)欄又は別表第3(ア)欄に掲げる用途に供する施設で、附置義務の適用を受けない既存の施設、用途変更により自転車の駐車需要が増加することとなった施設については、当該施設の利用者又は居住者による自転車の駐車スペースを確保するため必要な規模の自転車駐車場を設置し、適正に管理するよう努めてください。</p> <p>③ 別表第1(ア)欄又は別表第3(ア)欄に掲げる用途に供する施設については、原動機付自転車の駐車施設も、自転車の附置義務規定とは別に設置するよう努めてください。</p> <p>その他、従業員を雇用する集客施設や事務所などの施設については、従業員による自転車の駐車スペースもあわせて確保するために、必要な規模の自転車駐車場を設置するよう努めてください。</p> </div>

- ① 横浜市と協定を締結して実施するシェアサイクル事業
- ② 附置義務対象施設の周辺5km以内に4箇所以上ポートが配置され、かつ市域内で民有地ポートを合計200箇所以上有するシェアサイクル事業

また、シェアサイクル以外の個人所有の自転車の駐輪需要とのバランスを考慮し、届出時におけるポート設置台数は、附置義務台数の2/10を上限(施設及び自転車駐車場の配置図・平面図等にポートの位置、寸法及び台数を記載)とするようにしてください。なお、建築物所有者又は管理者は、ポート設置後に個人所有の自転車の利用者の多少が判明した場合、適宜、駐輪需要に応じた適切な台数配分の見直しを行ってください。